

I 平成 21 年度さいたま市中学校学習状況調査の概要

1 趣 旨

- (1) 調査の実施に当たり、調査委員会及び教科部会を組織し、調査問題の作成や調査結果の分析等を行い、児童生徒の学習状況を多面的に把握する。
- (2) 各学校は、調査結果を児童生徒に還元することで個に応じた指導の充実を図るとともに、報告内容を基に、自校の教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努める。
- (3) 教育委員会は、調査結果を積極的に活用し、教育課程研究協議会、各種委員会、計画訪問・要請訪問、教科研究委員会等での指導を通して、学校の取組を支援する。
- (4) 教育委員会と学校との有機的な連携を図った取組により、児童生徒の「確かな学力」の向上を図り、家庭や地域から信頼される学校教育を目指す。

2 調査内容

- (1) 対 象 さいたま市立中学校第 2 学年の全生徒
- (2) 教 科 「国語」「社会」「数学」「理科」「英語」の 5 教科
- (3) 実施日 平成 21 年 4 月 21 日（火）
- (4) 問 題 国立教育政策研究所「教育課程実施状況調査」及び「平成 19～20 年度全国学力・学習状況調査」「平成 17～20 年度さいたま市中学校学習状況調査」の問題等を基に市独自に作成した調査問題
- (5) 範 囲 中学校第 1 学年までの学習内容

3 集計・分析・考察

- (1) 各学校は、教育研究所の指定する 1 クラスを抽出し、設問ごとの正答者数を集計する。
- (2) 設問ごとの市全体の正答率についてまとめ、可能なものは国の正答率及び過年度のさいたま市の正答率と比較し、分析・考察する。
- (3) 誤答の傾向等も明らかにし、まとめごとに分析の概要や指導のポイントを示す。
- (4) 教科ごとに全体の傾向等をまとめ、授業改善に向けた視点などを提言する。

4 調査結果の活用

- (1) 各学校においては、学習意欲の向上と個に応じた指導の充実のため、生徒個人票とともに問題用紙と採点済み解答用紙を、調査を実施した生徒一人ひとりに返却するものとする。
- (2) 各学校においては、自校の調査結果について報告書の内容と比較し、指導方法の工夫・改善のため有効かつ適切に活用するものとする。
- (3) 各学校における教育課程の編成、学習指導の改善・充実を支援するために、教育課程研究協議会、教育研究所教科研究委員会、市教育研究会研究授業、計画訪問・要請訪問等の場において調査結果を十分活用する。
- (4) 各学校において、保護者に対し、学習状況調査の実施予告や結果公表を行ってよい。ただし、本市のねらいは「個に応じた指導の充実と指導方法の工夫・改善を図り、確かな学力の育成に資する」ためであり、「相対的なランキング」や「無用な競争をあおる」ためのものではない。この点を十分に踏まえ、説明・公開する場合は、決して誤解を招かないような形で行うものとする。各学校で説明・公開することで、本来の趣旨が正しく広く周知されるような形が望ましい。